

令和4年2月 農業委員会総会

令和4年2月8日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
2番	石渡潤一	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

小島儀彦
斉藤孝壹
竹尾謙一

2. 欠席者（農業委員）

3番 石橋義弘

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農用地利用集積計画について（6件） |
| 第2号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画（一括方式）に対する意見について（1件） |
| 第3号議案 | 農地法3条許可申請について（1件） |
| 第4号議案 | 農地法5条許可申請について（1件） |

5. 専決処理報告

農地法第4条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年2月8日（火）

岩井事務局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年2月の農業委員会総会を開会したいと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦勞様です。2月になり暦の上では春ですがまだ寒い日が続いています。皆様の中には新型コロナウイルスワクチン3回目接種済みの方もいらっしゃると思いますが、まだ新型コロナウイルスの蔓延が止まらない状態です。早く2年前のような状況に戻れることを期待したいと思います。本日は議案4件その他ですのでよろしくお願い致します。

岩井事務局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、相京会長をお願いいたします。なお、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願い致します。現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

相京会長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番 石渡潤一委員、5番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告1件、その他ですので、よろしくお願い致します。

相京議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6に

ついて、一括して事務局より説明願います。なお、整理番号3については、借受者が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決前に退室願います。

岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は四街道市在住者、借受者は酒々井在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は1,756㎡、利用計画は田です。賃借料は、26,000円/年です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、篠山新田の農地2筆で、地目は畑、面積は8,594㎡、利用計画は畑です。賃借料は、24,000円/年です。設定期間は、1年の新規設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号3について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は神奈川県川崎市在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、柏木の農地1筆で、地目は田、面積は591㎡、利用計画は田です。賃借料は、8,000円/年です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号4について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地1筆で、地目は田、面積は800㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米72kg/年です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号5について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。貸付者は中川在住者、借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井、中川の農地計7筆で、地目は田、面積は8,252㎡、利用計画は田です。賃借料は、114,800円です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号6につ

いて説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。貸付者は佐倉市在住者、借受者は上岩橋在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は2,481㎡、利用計画は田です。賃借料は、2.5俵/年です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。また、整理番号1から6の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1、5、6については小島推進委員、2については斉藤推進委員、整理番号3については借受者が〇〇農業委員の案件のため〇〇農業委員、整理番号4については竹尾推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、小島推進委員から順に補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 整理番号1については、農機具一式を保有しており、きれいに耕作されており問題ないと思います。整理番号5については、借受者の〇〇〇〇さんは農機具一式を保有しており、働きながら一生懸命耕作しており問題ないと思います。整理番号6については、農機具一式を保有しており、再設定ですので問題ないと思います。

斉藤推進委員 整理番号2については、先月〇〇〇さんが所有する畑の借受で出てきた案件の隣の場所で、きれいに耕作されている場所なので問題ないと思います。

〇〇農業委員 整理番号3については、柏木地先の土地は以前から私が借りて耕作しており、相京会長も知っていると思いますが、問題ないと思います。

竹尾推進委員 整理番号6については、借受者が成田の方ですが今まできれいに耕作されている場所で、農機具一式保有している方なので問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号3について採決を行います。先ほども申し上げましたが、借受人が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(〇〇委員退室)

相 京 議 長 それでは、農用地利用集積計画の整理番号3について、採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 ○○委員には入室してもらって下さい。

(○○委員入室)

相京議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6
につきましましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利
用集積計画（一括方式）に対する意見についてを議題とし、事務局の説明を
求めます。

岩 井 事 務 局 長 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集
積計画（一括方式）に対する意見について説明させていただきます。資料の
13ページをご覧ください。こちらの議案は、昨年10月の総会で農地中間管
理機構を通した貸借で意見をいただいた案件ですが、制度改正が反映されて
いなかったため、再度意見を求めるために出させていただきます。従来は集
積計画・配分計画を作成し、それぞれに意見をいただいた後に県に送付する
ような流れでしたが、制度改正後の一括方式では、集積・配分の案を一括し
て作成し県に送付し、協議・同意を経て認可された後、その内容について農
業委員会での意見を求めるような流れとなります。県に送付した本案件につ
いて、令和4年1月19日付けで県より同意を経て認可された旨通知があり
ましたので、その内容について農業委員の皆さんの意見を改めてお伺いさせ
ていただきます。利用権を設定する者は馬橋在住者、利用権の設定を受ける
者 兼 転貸を行う者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は市
原市在住者です。設定場所は馬橋の農地1筆、地目は畑、面積は7,834
㎡です。賃借料は90,000円/年、設定期間は10年の新規です。借受
者の経歴につきましては、14ページをご覧ください。位置につきましては、
15ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員の高崎委員が本日欠席で
すが、事務局で何か聞いていますか。聞いていましたら、補足説明をお願い
します。

鶴澤主任主事 こちらの案件については、借受者が新規就農者で、新規就農者に対して国から交付される農業次世代人材投資事業交付金を受けるための要件として農地中間管理機構を通すことが要件となるため、農地中間管理機構を通した貸借が貸付者・借受者の間で合意されたとのこと。また、借受者の〇〇さんは現在市原市在住ですが、〇〇〇〇〇〇〇で長く修行しており、酒々井町で営農が始められるように既に〇〇〇〇との間で機械等のリースの契約が進んでいるようです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮田農業委員 新規就農で国からの交付金を受ける場合、必ず農地中間管理機構を通さなければいけないのですか。

鶴澤主任主事 農業次世代人材投資事業の交付金を受けるための要件を満たす方法は2つあり、1つは農地中間管理機構を通した貸借をすること、もう1つは人・農地プランの中心的経営体と認められること、の2つとなります。制度上は2つ選択肢があることとなりますが、地域の話し合いで人・農地プランの中心的経営体と認められることは新規就農者にとって非常にハードルが高いため、農地中間管理機構を通した貸借をすることが交付金を受ける要件を満たす実質的な唯一の方法となっているのが実情です。

宮田農業委員 以前酒々井町でこの交付金を受けていた新規就農者が1名おり、その時点ではこの要件はなかったと思いますが、新たにできた要件ということでしょうか。

鶴澤主任主事 そうです。

相 京 議 長 他にないようですので、意見聴取に移りたいと思います。事務局の説明を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画（一括方式）に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画（一括方式）につきましては、農業委員会として意見なしとして回答することに決定します。

相 京 議 長 次に、第3号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第3号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも墨在住者です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は田、面積は1,550㎡です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのことです。作付作目は米で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、17ページの位置図、18ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、高崎推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員の高崎委員が本日欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。聞いていましたら、補足説明をお願いします。

橋澤主任主事 こちらの申請地は既に譲受人が耕作しており、この度正式に所有権移転手続きを行いたいとのことで申請したもので、特に問題ないとのことでした。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第4号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。譲受人は、習志野市在住者、譲渡人は、柏木在住者です。申請地は、柏木の農地2筆で、地目は田、面積は199.42㎡です。申請理由は、専用住宅用地です。権利の種類は、使用貸借です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。なお、本申請地は土地改良区の受益地になっていません。位置については、21ページの位置図を参考にいただければと思います。公図及び土地利用計画図については、A3に拡大した資料を本日皆さんのお手元に配布させていただきましたのでご覧ください。事業計画については、24ページをご覧ください。資力及び信用については、住宅借入金事前審査

回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画施設内容は、譲渡人の住居の隣接地での専用住宅の建設で、造成・整地の際は近隣農地に影響を与えないよう配慮した計画とするとのこと。土地選定理由は、譲受人の義母である譲渡人が居住している土地と隣接していて将来面倒を見るために都合がよいこと及び接道の要件・排水施設の条件を満たしていることから最適と考え、選定したとのこと。用水・排水計画については、上水道は公共水道を使用、汚水・雑排水は公共下水道を使用します。雨水については、適宜浸透枿を設置し、宅内浸透処理をします。防災計画については、工事中は仮設フェンスを設置する等して隣地に被害の無いよう努めるとのこと。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、計画地の周囲にブロック等を新設し、隣地に宅地内の土砂や雨水が流れないようにし、周辺農業用施設に影響を与えないよう配慮した計画とするとのこと。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員からの補足説明については、私の方からさせていただきます。

相 京 議 長 この場所は以前は畑と豚小屋となっていた場所で、今回の譲渡人とは別の方が耕作しておりましたが、現在の名義は〇〇〇〇〇さんとなっています。申請地に隣接する田の間を通る赤道を挟んで隣に申請者の義母である〇〇〇〇〇〇さんの住宅があります。〇〇〇〇〇さんの娘さんが結婚し、今回の申請地に家を建てたいとのこと申請に至りました。申請地は土手のような場所で斜面となっている場所があるため、若干盛土・切土を行い平らにするとのこと。また、住宅建設後は申請地に隣接した下の田へ向かう赤道から入るようになると思いますので、営農その他に影響が出ないようにするとのこと。

相 京 議 長 説明は以上ですので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 申請地と隣の住宅の間の狭い道は町道ですか。

岩井事務局長 町道には指定されておらず、赤道です。この道は狭く、家を建てるのに必要となる4m幅の基準に満たない状態でした。本申請にあたって赤道に隣接した譲渡人名義の土地を分筆してセットバックし、4mの幅を確保し、住宅が建てられるようにするとのことでした。

相京議長 それでは、現地の状況については、別途お配りした写真をご確認いただくこととし、ここで、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相京議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 ○○○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

相京議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 申請者より、現在の住まいでは手狭になったため新たに住宅を建設したいとの依頼をいただき、本申請をさせていただきました。間取りなどを検討した結果、市街化区域内で条件に合う敷地が見つかりませんでした。この度、譲受人の義母である譲渡人の土地を使用貸借で借り受けることができたため、そちらに住宅を建設する計画を立てさせていただきました。上下水道については上下水道課と協議済みで、問題なく町の上下水道を使用できる予定となっております。敷地外周の境界はすべて確定済みで、外周は土砂流れないように工事を行い、近隣の方に迷惑かからないようフェンスの設置等を行います。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

竹尾推進委員 盛土されるとのことですが、赤道の勾配の変更をする予定はありますか。勾配を変更し敷地内の水が農道を伝って流れるようになると、耕作に影響が出るためお聞きしました。

申 請 代 理 人 勾配の変更は行いません。

綿貫農業委員 許可が下りた場合、工事の期間の目安はいつ頃からいつ頃までを予定していますか。

申 請 代 理 人 許可後、3月中旬から外周の土留めを開始し、造成工事は3ヶ月程度を見込んでいます。

綿貫農業委員 工事車両はどこに配置する予定ですか。

申 請 代 理 人 今回申請した敷地内に停める予定です。農道には停めません。

綿貫農業委員 4月以降は農耕車等が多く通ることになると思います。工事車両が万が一赤道に止めたりすると、トラクター等が通れなくなる可能性がありますので、その辺りの指導を徹底していただければと思います。

申 請 代 理 人 了解しました。

相 京 議 長 盛土はどの程度盛る予定ですか。

申 請 代 理 人 具体的な数量はまだ計算できていませんが、敷地内の土で全部賄う予定です。

相 京 議 長 申請地内に、申請者の車を停めるスペースは確保しますか。

申請代理人 検討中です。

相京議長 下り坂の赤道から住宅に入るようにする予定ですか。

申請代理人 その予定です。勾配計算をし盛土の土量を検討中です。

相京議長 盛土後のイメージとして、隣の〇〇さんの実家と同じ位の高さですか。

申請代理人 その位を想定しています。

相京議長 土留めの高さはどの位を想定していますか。

申請代理人 1.68m位で人の高さ位を想定しています。

相京議長 地盤が軟弱なので、土留めの際に崩れないよう十分注意して下さい。

申請代理人 了解しました。

相京議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相京議長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第4号議案 農地法第5条許可申

請につきましては、許可相当にすることに決定し県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条の届出について、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告の農地法第4条の届出について説明させていただきます。資料の25ページをご覧ください。届出者は中川在住者です。届出地は、中川の農地8筆で、登記地目は田及び畑、面積は1042.75㎡、届出理由は共同住宅建設です。備考ですが、令和4年1月7日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、26ページの位置図と27ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願います。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願います。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局よりありましたらお願います。

(令和3年度利用状況調査結果説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願います。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願

します。

岩井事務局長 8日の火曜日はいかがでしょう。

相京議長 ただ今、8日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、8日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩井事務局長 それでは、これで2月の総会を閉会いたします。